

住民税・国民健康保険税などの特別徴収を行います

平成二十六年年度の住民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と介護保険料の仮徴収額を、四月、六月、八月に支給される公的年金から天引き（特

別徴収）します。対象となる方（世帯）は別表のとおりです。

▼問合せ 税務課課税係 ☎28・2434
 34 住民課国民健康保険・医療係
 ☎28・0917 福祉課高齢者・介護係
 ☎28・0100

●特別徴収(仮徴収)対象者

①平成26年2月に特別徴収(年金からの天引き)で納めている方(世帯)

平成26年2月に特別徴収として年金から天引きされた税額および保険料額と同じ額を、特別徴収(仮徴収)として4月、6月、8月の年金から天引きします。
 ※介護保険料については4月のみ、平成26年2月に年金から天引き(特別徴収)した保険料額と同額になります。
 ※平成26年4月から平成27年3月までの間に世帯主が75歳になる世帯の国民健康保険税については、納付方法が特別徴収から普通徴収(納付書または口座振替で納付)に変わります。
 ※通知書は日本年金機構が発送する年金振込通知書をもって代えさせていただきます。

②平成26年4月から8月までの間に、新たに特別徴収(仮徴収)の対象になる方(世帯)

住民税	国民健康保険税	後期高齢者医療制度保険料	介護保険料
新たに特別徴収(仮徴収)の対象になる方はいません。	①世帯主が国民健康保険の被保険者の世帯 ②世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満で構成された世帯 ③世帯主の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない世帯	①平成26年2月1日までに後期高齢者医療制度の被保険者になった方 ②被保険者の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり、後期高齢者医療制度保険料が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない方	①平成25年10月2日までに65歳以上になられた方 ②被保険者の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上の方
▶問合せ 税務課課税係 28・2434	▶問合せ 住民課国民健康保険・医療係 28・0917	▶問合せ 住民課国民健康保険・医療係 28・0917	▶問合せ 福祉課高齢者・介護係 28・0100

※対象の方(世帯)には、仮徴収額決定通知書を送付します。
 ※上記の条件に該当していても対象にならない場合があります。詳しくは各担当までお問い合わせください。

非常勤職員を募集します

	非常勤保育士	非常勤調理員
業務内容	町立保育園における保育業務	町立保育園における給食調理
募集人数	若干名	
勤務日	月曜日～金曜日(国民の休日を除く)年に数回土曜日勤務があります。	月曜日～土曜日(国民の休日を除く)のうち5日間
勤務時間	午前8時30分～午後4時15分	月～金曜日 午前8時30分～午後4時15分 土曜日 午前8時30分～午後0時30分
賃金	時間給1,070円 交通費は2km以上別途支給	時間給860円 交通費は2km以上別途支給
その他の条件	豊山町非常勤職員等に関する取扱要綱に準じます。町内在住者は自動車通勤不可。65歳までの方。	
応募資格	保育士の有資格者で平成26年5月1日から勤務できる方	義務教育修了以上で平成26年5月1日から勤務できる方
提出書類	市販の履歴書(写真付き)・保育士証の写し	市販の履歴書(写真付き)
申込み	4月15日(火)までに役場1階福祉課福祉・少子係に持参または郵送してください。郵送の場合は4月15日(火)までの消印有効です。郵送先：〒480-0292(住所記載不要)豊山町福祉課福祉・少子係	
問合せ	福祉課福祉・少子係 28・0912	

「お互い仕事で遅くなる」、「親戚の法事が入った」、「少し子どもを預かって欲しいけど頼める人がそばにいない」、そんな不安を感じたことはありませんか。
 ファミリー・サポート・センターは、預かりなど子育ての手助けが必要な方(依頼会員)と子育てを援助できる方(提

ファミリーサポートセンターの提供会員・依頼会員を募集しています

供会員)、また、両方を兼ねる方(両方会員)が登録会員になって会員同士が助け合う活動を支援しています。
 会員登録をするためには、子どもの心身の発達や事故防止に関する講習会を受けていただく必要があります。詳細については、お問い合わせください。
 ▼問合せ ファミリー・サポート・センター ☎39・0060 福祉課福祉・少子係 ☎28・0912